

事務連絡  
令和元年5月31日

各都道府県 一般廃棄物主管課 御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

### 廃棄物処理施設の長寿命化への取組について

一般廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）<sup>1</sup>が策定され、各インフラの管理者は、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとされているところです。

また、環境省では、基本計画を踏まえ、「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成28年3月。以下「環境省行動計画」という。）<sup>2</sup>を策定したところであり、環境省行動計画において、各地方公共団体が所管する一般廃棄物処理施設の管理者は、個別施設計画を策定し、着実に実施することとされているところです。

そのため個別施設計画を未策定の施設については、基本計画及び環境省行動計画の趣旨を十分に御理解いただき、令和2年度までのできるだけ早期に個別施設計画を策定いただくようお願いいたします。

また、従前より環境省では「廃棄物処理施設長寿命化総合計画の手引き（以下「手引き」という。）」を策定しているところ、個別施設計画と長寿命化計画の関係性について、一般廃棄物処理実態調査においても、同一のものとして扱って差し支えない旨、示しており、昨年6月に行われた全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議においても、その旨周知しているところです。

今般、平成30年度に実施した個別施設計画を策定している市町村等を対象としたアンケート調査（以下「平成30年度調査」という。）をとりまとめ、個別施設計画（又は長寿命化総合計画）の策定状況及びその効果等について共有することとし、また、長寿命化を行う上で欠かすことのできない、廃棄物の清掃及び処理に関する法律施行規則第4条の5第1項第14号及び同条第2項第12号並びに第5条第1項に基づく機能検査及び精密機能検査についても、手引きとの整合を図る形で整理いたしましたので周知いたします。

<sup>1</sup> インフラ長寿命化基本計画は内閣府ホームページ、<sup>2</sup>環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）は環境省ホームページにそれぞれ掲載されているので、適宜参照されたい。

1 インフラ長寿命化基本計画本文…[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/pdf/houbun.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/pdf/houbun.pdf)

2 環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）本文…<http://www.env.go.jp/other/infra/infra1.pdf>

貴都道府県においては、下記について、貴管内市町村等に対し、遗漏なきよう周知をお願いします。

## 記

### 1 個別施設計画（又は長寿命化総合計画）の策定対象施設

廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第2条の5）に該当する、地方公共団体が所管・管理する一般廃棄物処理施設（施行令第2条の5第1号）※を対象とする。個別施設計画（又は長寿命化総合計画）が未策定の施設におかれては、令和2年度までに策定されたい。

※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が整備する廃棄物処理施設（施行令第2条の5第5号）を含む。なお、最終処分場は除く。

### 2 個別施設計画策定に関する平成30年度調査結果

#### （1）個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定効果

個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定効果については、以下の図1のとおりまとめているところ、回答のあった施設のうち約7割でコスト削減や業務効率化等の効果があったと回答があった。

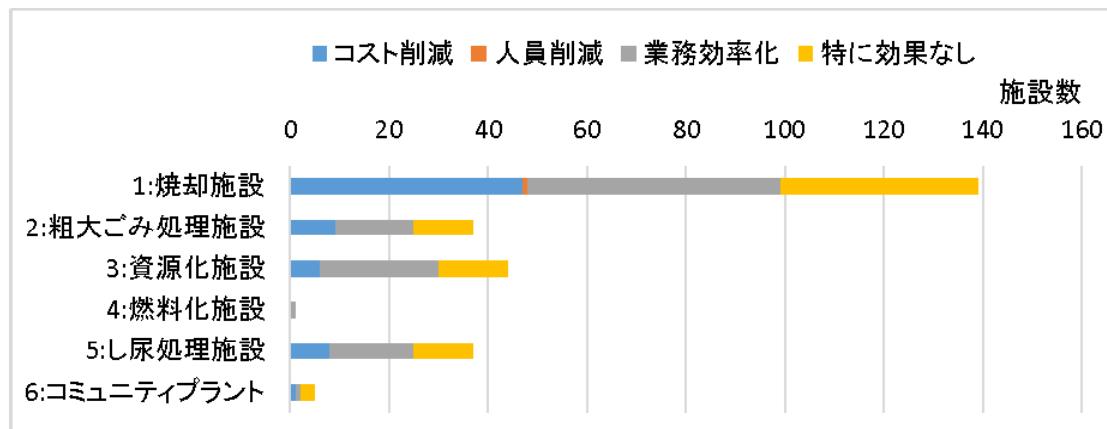


図1 個別施設計画策定の効果

#### （2）個別施設計画（長寿命化総合計画）策定に係るコスト及び従事した人数等

計画策定にかかる外部委託費用等のコスト及び従事した人数等については、以下の図2～5のとおりとなっており、外部委託を行っている7割以上の施設で600万円以下の委託費用で行っていることや、職員2名以下で策定業務を行っている施設が多かった。また、個別施設計画策定に要する期間として、6ヶ月～12ヶ月という施設多かった。一方で従事日数の分布は多岐にわたっていた。また、計画策定の際には、図6のように、「維持管理補修履歴収集整理」が最も人的コストをかけており、次いで「維

持管理補修工事費の実績整理」「健全度の評価、劣化の予測」が続いた。また、個別施設計画を策定する際において手引きが有用であったとの回答も数多くあった。

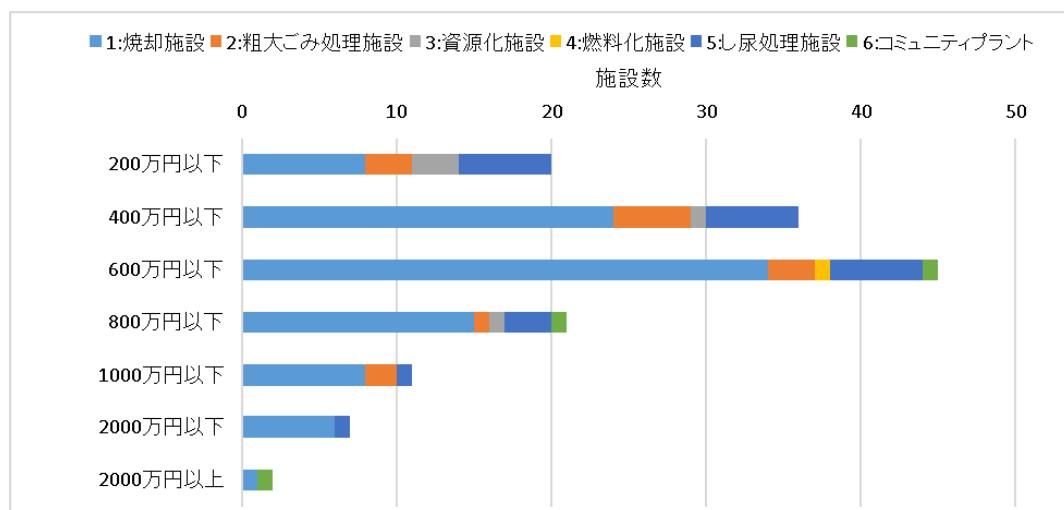


図2 個別施設計画策定を外部委託する際の費用

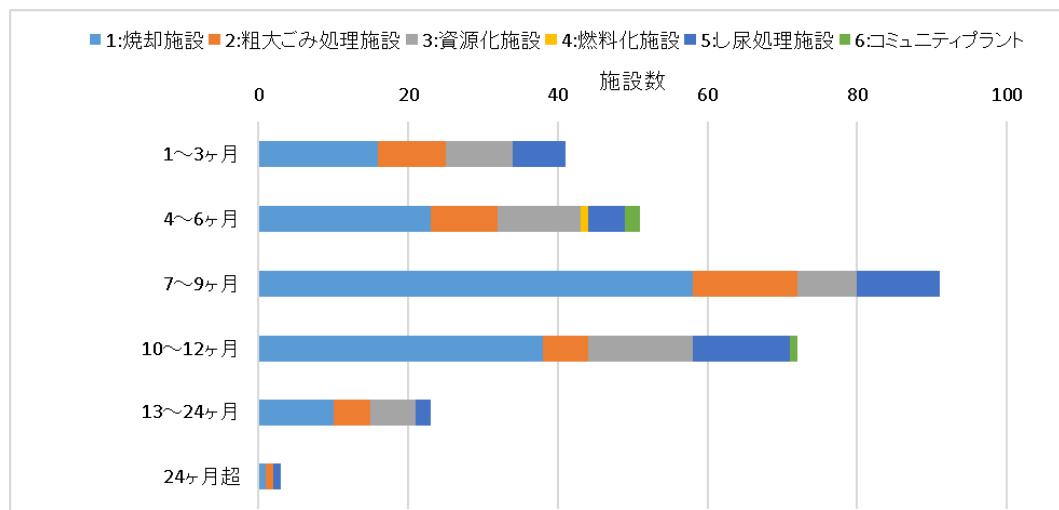


図3 個別施設計画策定に要する期間

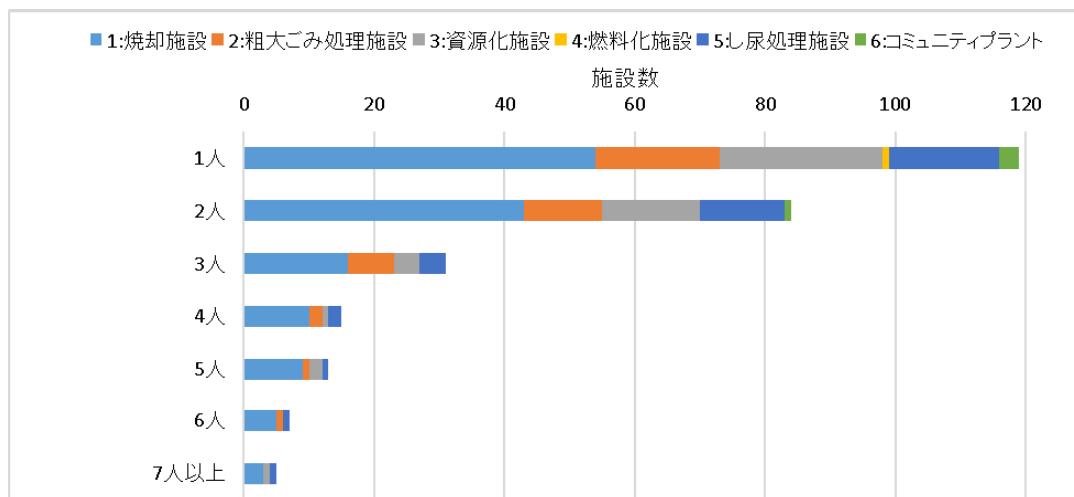


図4 個別施設計画策定時に主に従事した人数

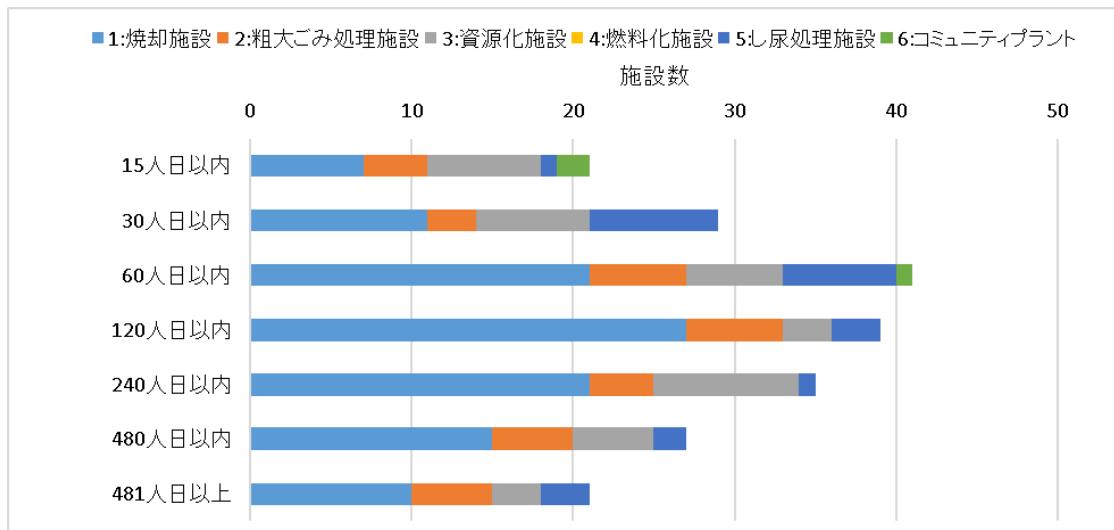


図5 個別施設計画策定に関わった職員の従事日数

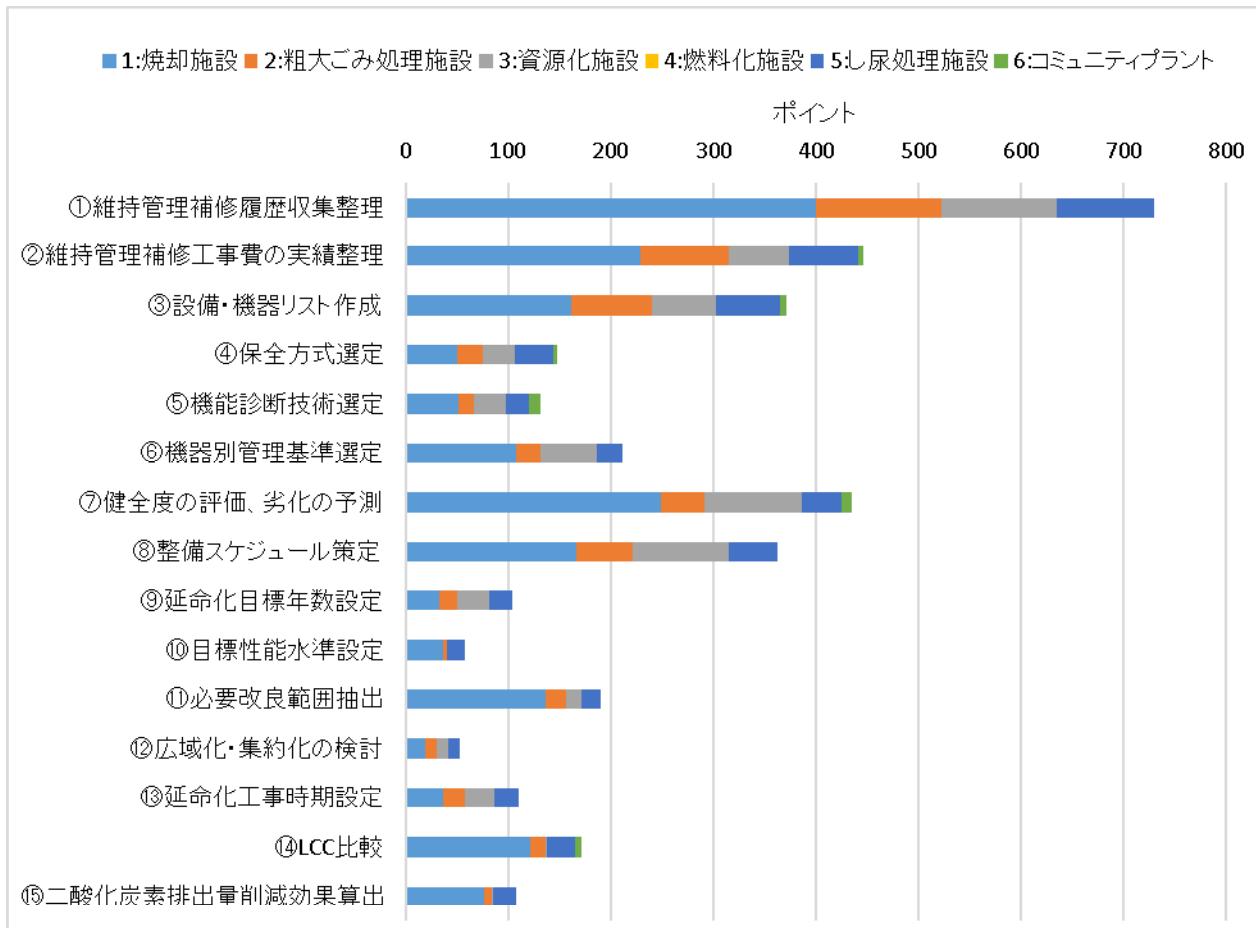


図6 計画策定時に最も人的コストをかけた項目  
(※コストをかけた順番にポイント化)

### (3) 個別施設計画における記載項目

策定されている個別施設計画において、多くの地方公共団体において盛り込まれている項目をとりまとめた。従事する人数や予算の制約等がある場合であっても、例えば、下記ア～ケの項目を盛り込むことにより、個別施設計画として一定の効果が得られるものと考えられる。

- ア 維持管理補修履歴収集整理
- イ 維持管理補修工事費の実績整理
- ウ 設備・機器リスト作成
- エ 保全方式選定
- オ 機器別管理基準選定
- カ 健全度の評価、劣化の予測
- キ 整備スケジュール策定
- ク 延命化目標年数設定
- ケ 延命化工事時期設定

### 3 機能検査及び精密機能検査の確実な実施等

平成30年度調査において、機能検査及び精密機能検査を実施していないと回答した施設はそれぞれ2割を超えていた。当該検査は法定検査であり、これを徹底するのは施設管理者の義務であることから、その重要性を改めて周知するとともに、確実な実施をお願いする。また、手引きにおける機能診断調査との関係が不明確であるとの指摘もあることから、表1及び図7のとおり改めて整理を行った。加えて、機能診断調査と機能検査及び精密機能検査の関係を考慮した場合、施設の機能状況、施設の耐用の度合等を把握するために必要な調査・検査という観点から、両者の調査・検査内容は一部で重複しており、機能診断調査により整理・蓄積された個別機器のデータ及び評価結果や、日常点検等を組み合わせることで、機能検査及び精密機能検査として位置づけることが可能である。実際に機能検査等を行う場合は表2～4を参考に、効率的な検査を行っていただくようお願いする。

表1 機能検査及び精密機能検査、機能診断調査の概要

	機能診断調査	機能検査	精密機能検査
法的根拠	—	廃棄物処理法施行規則 第4条の5第1項第14号	廃棄物処理法施行規則 第5条
位置付け	劣化予測・故障対策を的確に行うため、 <u>主要な設備・機器</u> について、必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査は、設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定めたうえで定期的に実施する。 (手引きより)	<b>施設</b> の適正な維持管理にあたって、(中略) 施設の機能状況、施設の耐用の度合い等を把握するためには必要な機能検査。この実施により、稼働状況を常に適切に保持するためには実施する。 (環整45号より)	ごみ処理 <b>施設</b> および屎処理 <b>施設</b> の機能を保全するために、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置の状況等を調査し、(中略) 処理負荷および処理機能を検討するとともに、(中略) 必要な改善点を指摘する。 (環整95号より)
項目、内容	—	廃棄物の質、量の把握。 ばい煙、放流水、灰等の組成分析。	表2に示す。
頻度	—	毎年1回以上	3年に1回以上
備考	施設を構成する主要設備・機器に対し実施する調査するもの。 調査項目、内容は設備・機器毎に適切なものを選定する。	施設の維持管理が適切に行われていることを検査するもの。 機能診断調査による一部測定データ(例:排ガス、排水、灰等)は、施設の機能状況を把握する機能検査として活用可能。	施設全体の機能状況を検査するもの。 適切な維持管理を行った結果として、施設の機能がどのように発揮されているかを評価し、必要に応じて改善点を指摘する。 機能診断調査による一部測定データや評価結果は、精密機能検査に活用可能。

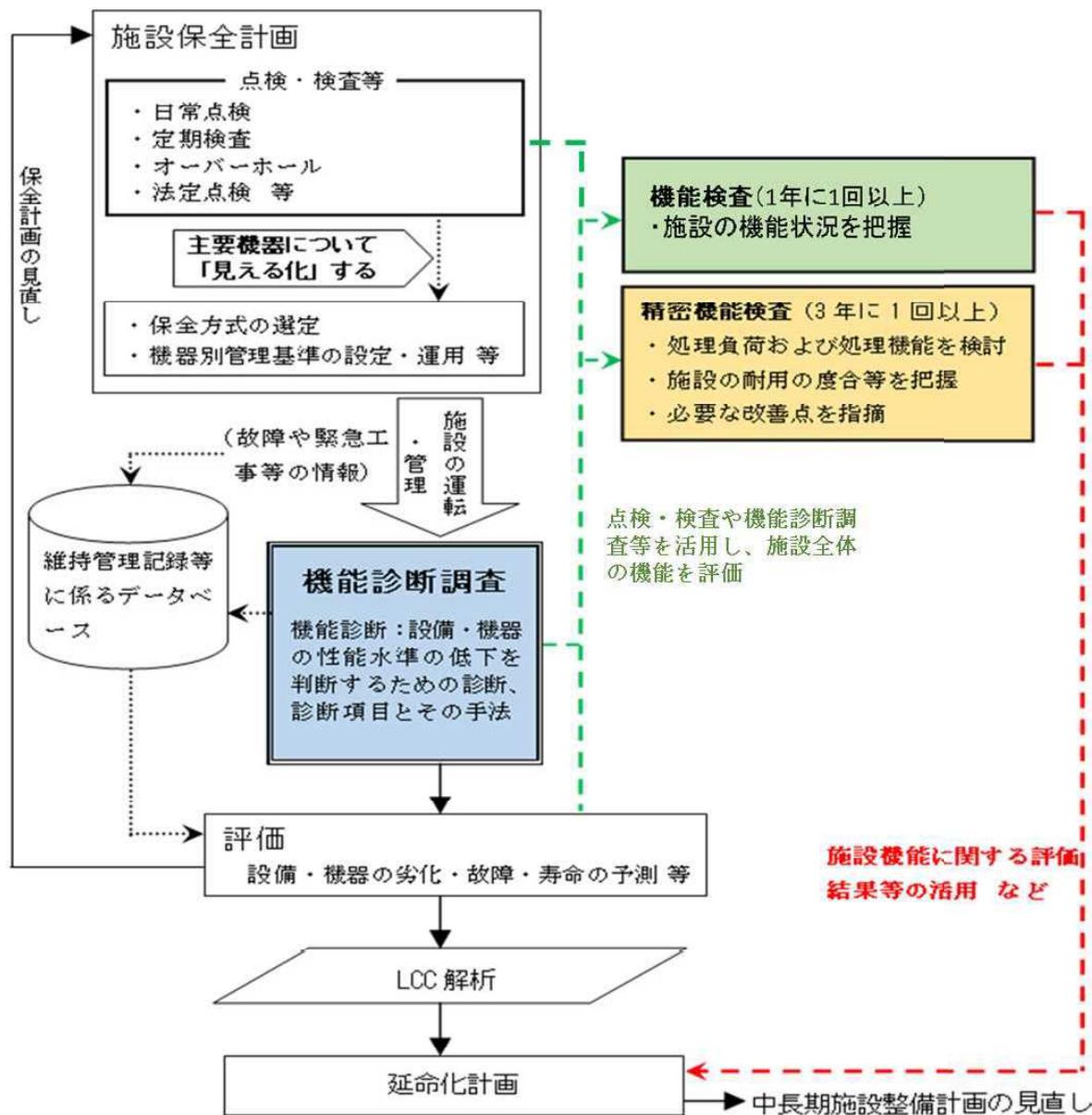


図7 施設の長寿命化における機能検査及び精密機能検査、機能診断調査の関係

表2 精密機能検査の調査項目（ごみ焼却施設の例）（環整95号）

精密機能検査	
項目	調査内容
1 施設の概要	施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等の内容について調査する。
2 運転管理実績	(1) 運転管理実績 月別の搬入量、焼却量、残灰量、ダスト量、使用電力量、用水量、補助燃料消費量の実績を調査する。
	(2) 作業状況 投入、焼却、灰出し、通風等の工程ごとに日常の作業状況を調査する。また、火室、煙道の清掃、集じん器の点検等定期作業の内容について調査する。
	(3) ごみ質等検査 ごみ質については三成分、物理組成、ダストについては重金属含有量、溶出量、残灰については熱しやすく減量および重金属含有量、溶出量、排ガスについては、ばいじん、SO <sub>x</sub> 、NO <sub>x</sub> 、HCl、温度等、排水については、pH、BOD、COD、SS、重金属含有量、温度を検査する。なお、排ガスについては、排ガス処理設備の入口および出口で検査する。検査は、「ごみ処理に係る各種試験方法」に規定する方法によるものとする。
	(4) 処理条件と処理効果 投入工程、燃焼工程、排ガス処理工程、排水処理工程等工程のそれぞれについて機能を設計基準と比較し、検討する。
3 設備、装置等の状況	(1) 書類調査 基本図書および運転記録の点検並びに過去の事故等の状況を調査する。
	(2) 設備装置等の検査 各設備、装置、機器類について検査し、良、要補修、要交換、改造の四ランクに分けて判定し、その箇所を示す。
	①土木、建築設備 各設備について亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を検査する。
	②機械設備 各設備について、腐蝕、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル、グリスの補給状況および損耗等を検査する。
	③電気設備 各設備について、腐蝕、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器の状況等を検査する。
	④配管、弁設備 各設備について、腐蝕、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。
	⑤耐火構造設備 炉内面のレンガ壁の状況、特にクリンカーの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等の状況等を検査する。
4 改善点の指摘	以上の調査および検討の結果に基づき、施設の構造および維持管理上の改善点を指摘する。

表3 機能診断調査に活用する診断技術例(ごみ焼却施設)

適用可能な設備・機器	診断項目	測定項目	診断技術	定期/異常時	実施頻度
ごみクレーン(レール、ガーダ)火格子、火格子支柱・梁、回転機器(軸)等	減肉、摩耗、変形、偏芯	長さ、歪、隙間 (鋼尺、ピアノ線、コンベックス、トランシット、ノギス、ダイヤルゲージ等)	寸法測定	定期	1年～4年
投入ホッパ、火格子ホッパ・シュート、灰冷却水槽、コンベヤ、風煙道、煙突、ボイラー・チューブ、蒸気管等	減肉、摩耗、腐食	肉厚	超音波法	定期	1ヶ月～5年
炉、減温塔、バグフィルタ、ポンプ・モータ、電気機器・盤など	ケーシング温度異常時、耐火物、断熱材等 減耗・脱落、低温腐食、回転体軸受温度異常時、ケーブル端子緩み等	表面温度／同分布	サーモグラフィー／接触温度計・放射温度計則	定期/異常時	1年／隨時
ボイラー、空気予熱器等	破孔、リーキ	水頭	水圧検査法	定期/異常時	2年／隨時
ボイラー、タービン等	内部欠陥	欠陥	超音波探傷法(UT)	定期/異常時	4年／隨時
ボイラー、タービン等	表面欠陥	傷	磁粉探傷法(MT)	定期/異常時	10年／隨時
ボイラー、タービン等	表面欠陥(亀裂)	傷	浸透探傷法(PT)	定期/異常時	2年／隨時
ボイラー等(金属材料)	腐食、製造欠陥、材料欠陥	マクロ観察(溶接不良、ブローホール)、ミクロ観察(組織の色・形)	顕微鏡による材料観察	異常時	隨時
ボイラー等	内部欠陥	ブローホール、溶接不良など(欠陥観察)	放射線透過探傷法(RT)	異常時	溶接検査時
配管、ボイラー、他伝熱管	腐食、減肉、閉塞	目視	管内検査(ファイバースコープ)	定期/異常時	10年／隨時
配管、煙道、バグフィルタ	詰まり	圧力計の圧力差	圧力損失法	定期/異常時	日常／隨時
バグフィルタ(ろ布)	強度劣化、目詰まり	引張、伸び率、通気度	ろ布分析	定期	1年
触媒	劣化、破損、故障、腐食	NOx、付着成分など	分析法	定期	1年～3年
純水装置(樹脂)		電気伝導度		異常時	隨時
油圧装置、タービン油等		油性状		異常時	隨時
排ガス・排水・灰等(各処理装置)、油入トランク絶縁油ガス等		ガス、水、灰等(成分、金属元素)		定期/異常時	1年／隨時
回転機器		バランス不良、軸不良、軸受け不良	回転数に応じ速度、加速度、周波数等	振動法	定期/異常時 1ヶ月～1年／隨時
回転機器	軸受け不良	温度	温度測定	定期	日常
回転機器(軸)	偏芯	距離(偏芯量)	レーザー	定期	1年～4年
回転機器、スチームトラップ、タービン排気管	軸受け不良、流体の流れ、ギア異常時、タービン排気真空度劣化場所特定	熟練者による聴音器・棒の音	音響法	定期/異常時	日常～1ヶ月／隨時
回転軸、湿式洗煙装置等	強度劣化、フレークライニング劣化	くぼみの大きさ(ピッカースの場合)	硬度試験	異常時	隨時
コンベヤなど(トルク設定)	トルク計測	金属変形による抵抗値の変化	ストレインゲージ法	異常時	隨時
高圧・低圧電動機、発電機、電気式融解炉給電部	絶縁劣化	抵抗値	絶縁抵抗試験	定期	1年
高圧電動機、発電機、高圧ケーブル	絶縁劣化	漏れ電流、抵抗値など	直流試験	定期	5年
高圧電動機、発電機、高圧ケーブル	絶縁劣化	電流-電圧特性	交流電流試験	定期	5年
高圧電動機、発電機、モード変圧器	絶縁劣化	放電電荷、パルス発生頻度など	部分放電試験(コロナ法)	定期	5年／隨時
機械、構造物等	金属の傷や巣、ボルトの緩み	打撃音、感触	ハンマリング法(簡易)	定期	日常

表4 機能診断調査に活用する診断技術例(し尿処理施設・機械設備)

適用可能な 設備・機器	診断技術及び 診断手法	測定項目	診断項目	実施頻度
高速回転機器	振動法	振動速度、加速度、周波数	回転バランス不良、回転軸不良、軸受け不良	定期／異常時
回転機器	音響法	熟練者による聴音器・棒の音	軸受け不良、流体の流れ、ギア噛合異常	定期／異常時
汚泥配管、污水配管	超音波流速計	流体流速	配管内閉塞	定期／異常時
膜分離装置、ろ過装置、活性炭吸着装置、生物脱臭装置、薬液洗浄塔、配管・ダクト	圧力損失測定	配管・ダクト内の圧力	設備機器の閉塞異常、配管・ダクト閉塞	定期／異常時
回転機器	温度測定	温度	軸受け不良	定期／異常時
焼却炉、乾燥装置、熱風炉、脱臭炉	接触温度測定	表面温度	ケーシング温度異常、耐火物・断熱材減耗、ひび割れ	定期／異常時
受変電盤、動力制御盤、発電機及び設備機器全般	絶縁抵抗測定	抵抗値	主回路全体の対地絶縁特性	定期／異常時
電動機	電流測定試験	電流値	電流値の異常(過負荷など)	定期／異常時
主要設備機器	水質分析法	水質、汚泥の分析	処理工程性能遵守確認と異常の発見	定期／異常時

以上

(問い合わせ先)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 調査係

TEL 03-3581-3351 (内線 6826)

FAX : 03-3593-8263

E-Mail : [hairi-haitai@env.go.jp](mailto:hairi-haitai@env.go.jp)

環循適発第 1906041 号  
環水大水発第 1906041 号  
令和元年 6 月 4 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部(局)長殿  
各都道府県海岸漂着物対策担当部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長  
水・大気環境局  
水環境課海洋環境室長  
( 公 印 省 略 )

#### 漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）

一般廃棄物処理行政及び海岸漂着物対策の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、我が国の海岸に、国内外から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。また、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしており、対策が急務となっている。この問題の解決に向けては、世界全体で取り組んでいく必要があり、我が国でも、個人・NGO・企業・研究機関・行政等の幅広い主体が、連携協働して取組を進めていくことが重要である。こうした情勢に鑑み、議員立法により平成30年6月に改正された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）では、漂流ごみ等が新たに法の対象となり、本年5月31日にその変更が閣議決定された新たな「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。また、同じく本年5月31日に、「プラスチック資源循

環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議により、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。詳細については、本基本方針、本戦略及び本アクションプラン並びに「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更並びにプラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定について」（令和元年5月31日付け環境省水・大気環境局・環境再生・資源循環局事務連絡）を参照いただきたい。

こうした状況を踏まえ、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である。そのため、漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の活用及び市町村の処理施設等を活用した処理など、地域の実情に応じた処理体制を構築することが効率的・効果的な対策の一つである。また、この検討に当たっては、例えば、海岸漂着物処理推進法に基づき都道府県が設置する海岸漂着物対策推進協議会への市町村及び漁業関係団体等の参画を得て、漂流ごみ等の回収・処理のあり方の検討を進めること、必要に応じて都道府県地域計画へ反映することも考えられる。

貴職におかれでは、海洋環境の保全及び地域住民の生活環境の保全の取組として、上記を念頭に貴管内市町村及び漁業関係団体等と連携し、回収された漂流ごみ等の処理体制の構築の推進を御検討いただくとともに、本通知の内容について、貴管内市町村に対し周知をお願いする。また、市町村におかれでは、市町村の処理施設の活用も含めた漂流ごみ等の処理について、積極的に検討されたい。こうした際には、都道府県及び市町村が連携しつつ、必要に応じた海岸漂着物対策推進協議会への参画や、都道府県地域計画と廃棄物処理計画との整合を考慮していただきたい。

なお、水産庁より都道府県水産部局及び全国漁業協同組合連合会、一般社団法人大日本水産会に対して、「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年6月4日付け元水推第160号発水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）が発出されていることを申し添える。

事務連絡  
令和4年1月31日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

新型コロナウイルス感染急拡大に伴う一般廃棄物処理従事者及び事業継続への対応等について  
(事務連絡)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省より、別添のとおり事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正））が発出されました。

上記事務連絡では、①オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とすること、②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合でも、5日目に待機を解除する取扱を実施できること等が示されております。

ごみ、し尿等の一般廃棄物の収集運搬、処分は、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のため、事業の継続が求められる社会的に重要な業務であるとされております<sup>1</sup>。つきましては、衛生主管部局と連携の上、社会機能の維持のために必要な対応をご検討いただくよう、貴管内市区町村への周知徹底をお願いいたします。

また、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策をより一層適切に実施するため、令和3年8月18日付け事務連絡等においてお願いしてきたとおり、廃棄物処理事業継続計画の策定、廃棄物処理事業継続のための感染防止対策等にご尽力いただきますよう、改めてご周知いただき、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。特に、環境省においては、実際に市区町村が策定している一般廃棄物処理事業継続計画やその作成例のほか、一般廃棄物分野の対策事例アンケート結果の概要についても公表し、

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月25日変更）  
[https://corona.go.jp/news/news\\_2020411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_2020411_53.html)

廃棄物処理事業継続計画策定の重要性や自治体における優良事例の周知を行っております<sup>2</sup>。これらを改めてご参考いただくとともに、一般廃棄物処理業者とも連携し、業務ごとの継続優先度に基づく休止・縮小等を検討すべき業務の選定、業務の継続が困難になった場合における人員・車両・資機材等の派遣、一般廃棄物処理従事者における感染拡大状況のフェーズに応じた継続体制の想定など、各市区町村の実情に即して、運営形態（市区町村直営・民間委託等）に応じた必要な対応をご検討いただくよう、貴管内市区町村への周知徹底をお願いいたします。

なお、一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスター等が発生した場合には、市区町村から廃棄物適正処理推進課及び各地方環境事務所に御連絡をいただくこと等についてお願いしてきたところ、感染経路が不明の感染拡大も見受けられることも踏まえ、一般廃棄物処理への影響が考えられる場合においては、必ずしも保健所等から同一の感染源に係るものとしてクラスターの認定を受けた事案に限らず、複数人の陽性者・濃厚接触者等が確認された事案も含め、前広に情報提供いただきますよう、貴管内市区町村に改めて周知をお願いいたします。

【連絡先】環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 伊藤、岡田、永嶋

TEL: 03-5501-3154 (直通)

E-Mail: [hairi-haitai@env.go.jp](mailto:hairi-haitai@env.go.jp)

---

<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物分野の対策事例アンケート結果  
[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

事務連絡  
令和4年2月16日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

一般廃棄物の適正な処理及び業務継続のための  
新型コロナワクチン3回目接種に係る積極的な対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しては、特にオミクロン株の流行により、二次感染リスクや再感染リスクが増大するとともに、感染拡大のスピードが極めて速く、全国の多くの地域で新規感染者数が急速に増加しており、社会機能の維持が困難になってくることも懸念されています。こうした状況下にあっても、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められるところ、関係の皆様におかれましては、廃棄物処理業が継続されるよう、様々な対策を講じられてきたことと存じます。

オミクロン株の流行や新型コロナワクチンの追加接種の重要性等を踏まえ、各都道府県におかれましては、改めて下記内容を御確認いただくとともに、貴管内市区町村に必要な事項を改めて周知する等により、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策をより一層適切に実施することを通じて貴管内の廃棄物の処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願ひいたします。

記

第一 新型コロナワクチン3回目接種に係る積極的な対応について

新型コロナワクチンの接種に関しては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和3年2月から接種が進められているところ、厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（6. 1版）」<sup>1</sup>（P. 115）において、追加接

<sup>1</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_notifications.html#h2\\_free1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html#h2_free1)

種（3回目接種）を行う必要があり、1、2回目接種を完了した全ての者に対して追加接種の機会を提供することが妥当であるとの見解が示されているとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年2月10日変更）<sup>2</sup>においても、追加接種体制の確保に取り組むこととされている。加えて、厚生労働省より、「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）<sup>3</sup>が発出され、医療従事者等、高齢者、基礎疾患有する者及び高齢者施設等の従事者以外の者へのワクチンの接種（以下「一般接種」という。）については、一定の要件を満たした段階で、令和4年3月を待たずに追加接種を検討することや、各地方公共団体におけるワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、地方公共団体の判断により、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、順次、初回接種から6か月以上経過した、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して優先的に追加接種を行うことも検討するよう示されている。

これらを踏まえ、「一般廃棄物処理の業務継続のための新型コロナウイルスワクチンに係る積極的な対応について」（令和3年6月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡）においても示しているとおり、一般廃棄物であるごみ、し尿の収集運搬、処分が、国民生活を維持するために安定的に業務を継続する必要がある社会的に重要な業務であるとともに、一般廃棄物処理従事者においては、災害時には、被災地公共団体への派遣を通じ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に御尽力いただいているほか、ワクチン接種会場において接種に伴って排出される一般廃棄物や、自宅療養者の居る家庭や宿泊療養施設から排出される一般廃棄物を適正かつ円滑に処理いただいている状況等に鑑み、一般廃棄物処理の統括的処理責任を有する市区町村においては、一般廃棄物処理従事者のうち、希望者が円滑かつ早期にワクチンを接種できるよう、改めて配意願いたい。

具体的には、例えば高齢者等への接種が概ね完了し、一般接種が開始される際に、一般廃棄物処理従事者へ優先的に接種することについて関係部署との調整を行うことや、今般、策定の重要性について周知している廃棄物処理事業継続計画において、感染防止策の基本的事項として、一般廃棄物処理従事者に対するワクチン接種について規定すること等も考えられることから、各地方公共団体の実情に応じて積極的な対応を検討されたい。なお、ワクチン接種は、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくものであることから、職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないように配慮いただく必要があることを申し添える。

## 第二 新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物の適正な処理について

新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たっては、当該ウイルスや廃棄物に係る科学的な知見に基づき、必要な対策を講じつつ処理業務に従事する必要が

<sup>2</sup> [https://www.kantei.go.jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_040210.pdf](https://www.kantei.go.jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040210.pdf)

<sup>3</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000890747.pdf>

ある。特に、今般の新型コロナウイルス感染急拡大に伴い、自宅療養者数が増加している現状等も踏まえ、ごみに直接触れない、ごみ袋はしっかりと縛って封をする、ごみを捨てた後は手を洗うなどといった、感染症対策のための家庭でのごみの捨て方をはじめとする留意事項等について、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及びこれまで発出した通知の内容等<sup>4</sup>を踏まえ、貴管内排出者、廃棄物処理業者及び市区町村に改めて周知いただき、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の適切な実施を通じた、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いする。

なお、こうした感染急拡大に伴い、医療用抗原検査キットを家庭等で活用する事例が増加してきているところ、厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）<sup>5</sup>が発出され、その中で、上述した感染症対策のための家庭でのごみの捨て方と同様のキットの廃棄方法について示しているところである。特に、医療用抗原検査キットによっては、アジ化ナトリウムといった有害性のある化学物質を用いているものの流通もみられることから、廃棄に当たっては各キットの製造メーカー等が指定する保管及び廃棄上の注意事項に従い、上述した廃棄方法により排出することで、医療用抗原検査キットの適正な処理が確保されるよう併せて周知されたい。

---

<sup>4</sup> [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

<sup>5</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000836277.pdf>

事務連絡  
令和元年8月1日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

リチウムイオン電池の適正処理について

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

廃棄されたリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が、廃棄物の収集・運搬、又は処分の過程において、プラスチックなどの可燃性のごみや破碎するごみの中にまぎれ込み、火災の原因となっているため、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品を収集・運搬、処分する際に発生する火災事故を防止するための対策をとるよう、貴管内市町村に対し周知いただきますようお願いします。

記

1. 市町村における処理体制の適正化

リチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、不燃ごみや粗大ごみ中に残されたリチウムイオン電池、あるいは、プラスチック製容器包装を選別・こん包したもの（分別基準適合物としてのベール）の中に混入したりチウムイオン電池が出火原因となった事例が多数報告されているところ、不適切な残留や混入を防ぐ収集運搬及び処分体制を検討すること。なお、一般社団法人JBRCでは、リチウムイオン電池の金属端子部分をテープで絶縁し金属製の缶で回収するなどの安全対策をとっているため参考にされたい。

2. リチウムイオン電池排出者への排出方法の周知

リチウムイオン電池が、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機など多くの小型家庭用電気機器に使用されていること、リチウムイオン電池が使用されていても、リサイクルマークが表示されていない製品が存在すること及び1. を踏まえて、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品の排出方法について、具体的に住民に対して周知を行うこと。

### 3. 一般社団法人 JBRC が行う回収・リサイクル活動の活用検討

一般社団法人 JBRC は、所属会員企業の製造・販売した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収・リサイクルを行っている。同法人は、一般廃棄物となった小型充電式電池について、廃棄物処理法第9条の9に基づく広域的処理の認定を取得しており、市町村が収集した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収も行っているので活用について検討すること。

#### 参考

一般社団法人 JBRC ホームページ : <https://www.jbrc.com/>

事業者の方へ / リサイクル方法 (事業者)

[https://www.jbrc.com/project/recycling\\_method/](https://www.jbrc.com/project/recycling_method/)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 : <https://www.jcpra.or.jp/>

市町村のみなさまへ/リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火トラブル :

<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>

消費者のみなさまへ/【お願い】リチウムイオン電池を含む電子機器を混ぜないで！ :

<https://www.jcpra.or.jp/consumer/danger/tabid/758/index.php>

事務連絡  
令和3年4月7日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、リチウム蓄電池（リチウムイオン電池を含むリチウム二次電池。以下同じ。）及びリチウム蓄電池を含む製品が廃棄物となった際、収集・運搬時や処分時にパッカ一車や破碎処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が多発しています。環境省では、各市町村においてこうした事故等を防止するための対策に早急に取り組んでいただきたく、令和2年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」（以下「対策検討業務」という。）を実施しています。各都道府県及び各市町村の協力を得て、令和2年度対策検討業務の結果を公表しましたので、その他の取組とともに下記のとおり貴管内市町村等に周知いただき、個別の対策検討及び実施にご活用いただきますようお願い申し上げます。

対策等に当たっては、各市町村において現在実施されている対策事例を参照いただくとともに、「リチウムイオン電池の適正処理について」（令和元年8月1日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡）も再度御確認いただき、事故の未然防止に早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1. 令和2年度対策検討業務結果等について

令和2年度対策検討業務結果では、リチウム蓄電池等に係る製品実態調査、排出状況調査、事故実態調査、市町村・関係団体・有識者等へのヒアリング結果及びそれらに基づく対策検討結果等についてまとめている。

また、廃棄物処理施設における発火事故等の未然防止策をより効果的に推進するため、令和3年度も引き続き、対策検討業務に取り組む。本対策検討業務においては、市町村を対象にしたモデル事業の実施（改めて周知予定）や検討会の開催等を通じ、より効果的な対策集等を整備し、公表する予定である。

参考：環境省ホームページ（令和2年度対策検討業務結果）

<https://www.env.go.jp/recycle/210407libhoukoku.pdf>

## 2. リチウム蓄電池等対策の広報資料について

廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策の広報資料として、動画、ポスター、チラシ等を作成している。住民、排出事業者等におけるリチウム蓄電池等の適切な排出を促進するとともに、廃棄物処理施設における発火事故等を未然に防止するため、各地方公共団体において活用されたい。

参考：環境省ホームページ（リチウムイオン電池関係）

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)

## 3. (改訂) 一般廃棄物会計基準について

地方公共団体において、リチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設での火災等による修繕費用を財務書類に計上することで、コスト面からの危機意識をもった廃棄物処理に取り組めるよう一般廃棄物会計基準（平成 19 年 6 月策定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の改訂を行い、令和 3 年度から運用しているため活用されたい。

## 4. 広域認定制度の新たな対象品目の追加について

令和 3 年 2 月 2 日付けで、リチウムイオン電池を含有する「加熱式たばこの廃喫煙用具」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 9 に規定する広域認定制度の新たな対象品目として追加した。メーカー等を主体とした、加熱式たばこの廃喫煙用具の回収及びリサイクルの取組を促進していく。